

三島市長 豊岡 武士 様

三島市情報公開審査会

会長 白井 正人

三島市情報公開条例第18条の規定に基づく令和2年9月24日付け三企聴第87号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

「令和2年4月13日決裁の住民異動届の様式の変更に係る稟議書」等の公文書開示決定処分に対する審査請求について〔諮問第9号〕

1 審査会の結論

本件審査請求に係る公文書たる、①「令和2年4月13日決裁の住民異動届の様式の変更に係る稟議書」、②「令和2年4月15日決裁の住民異動届の様式の変更に係る稟議書」及び③「『住民異動届』様式の再変更に関する経過」が、令和元年12月24日決裁により変更された住民異動届が令和2年4月16日から使用されている現仕様に変更されるまでの決定過程のわかる公文書の全てである、とする三島市長の対応自体に問題はない。

よって、本件審査請求に係る決定は維持されるのが相当である。

2 審査請求に係る経過

- (1) 本件審査請求人 ○○ ○○さん（以下「請求人」という。）は、令和2年5月11日（受付日）、三島市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関である三島市長（以下「実施機関」という。）に対して、「令和元年12月24日決裁により変更された住民異

動届が令和2年4月16日から使用されている現仕様に変更されるまで、決定過程のわかるもの全て。（話し合われた内容・決裁文書、市役所内他部署、外部機関とのやり取りを含めた全て）（紙の書面、電磁的記録、メモ、電子メールを含む）」（以下「本件対象文書」とする。）の開示を請求した。

- (2) 実施機関は、令和2年5月26日、この開示請求対象の公文書として①「令和2年4月13日決裁の住民異動届の様式の変更に係る稟議書」、②「令和2年4月15日決裁の住民異動届の様式の変更に係る稟議書」、③「『住民異動届』様式の再変更に関する経過」（以下「本件開示文書」とする。）が該当するとして、これらの開示決定を行った。
- (3) 請求人は、令和2年5月27日、開示された公文書は開示対象の文書の全てではなく、開示されていない開示対象文書が存在する等とし、本件処分を取り消し、開示請求の対象となる公文書の全ての開示を求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、令和2年6月23日、弁明書の提出を行った。請求人は、令和2年7月15日、反論書を提出した。この反論書に対し実施機関は、令和2年8月12日、再弁明書の提出を行った。
- (5) 実施機関は、令和2年8月19日、請求人に対し再弁明書の送付及び再反論書等の提出依頼を行ったところ、請求人は、令和2年9月15日、再反論書の提出を行わず、口頭での意見陳述を求める旨の要望・提案書を提出した。
- (6) 実施機関は、令和2年9月24日、条例第18条の規定により、当審査会に対して諮問を行った〔諮問第9号〕。

3 審査会の判断

(1) 住民異動届の様式変更に係る事実経過

- ① 令和元年12月24日付決裁により、住民異動届兼通知カード個人番号カード表面記載事項変更届（以下「住民異動届」とする。）の太枠内の記載事項から本籍及び筆頭者の記入欄が除かれ、摘要欄に本籍が記入できるような様式に改められた。
- ② 令和2年4月13日付決裁により、住民異動届の太枠内の記載事項に

本籍及び筆頭者の記入欄が加わり、摘要欄に「旧氏あり・なし」を追記した様式に改められた。

- ③ 令和2年4月15日付決裁により、住民異動届の欄外に「行政区CD」を追記し、摘要欄にマイナンバーに関する事務処理欄を追記した様式に改められた。

(2) 「住民異動届」様式の変更に関する経過と題する文書について

- ① 令和2年3月12日付の「住民異動届」様式の変更に関する経過と題する文書（ワードファイル）が添付されたメールが、同月13日に、住民記録係長から環境市民部長に送付された。

- ② 令和2年4月13日付の「住民異動届」様式の変更に関する経過と題する文書（ワードファイル）が添付されたメールが、同月17日に、住民記録係長を発信元、環境市民部長及び人事課長を宛先、市民課長を同報送信先（CC）として、送付された。

- ③ 上記のワードファイルの各文書（以下「本件電子文書」とする。）は、住民記録係長が作成し、「住民異動届」の様式変更に関する経緯及び職場におけるトラブルに関する経緯の双方につき同人の認識及び記憶が記載されていた。

- (3) 請求人及び実施機関が提出した各文書によれば、本件審査請求における主要な争点は、本件電子文書が公文書たる本件対象文書に当たるか否かであると言えることから、以下検討する。

まず、条例第2条第2号本文によれば、公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」（以下「前段要件」とする。）であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの」（以下「後段要件」とする。）とされている。

本件電子文書については、前段要件の該当性は認められるが、後段要件の該当性が認められるかが、さらに問題となる。

そして、後段要件に係る「組織的に用いるもの」については、東京高等裁判所平成19年2月14日判決（平成18年（行コ）第246号）及び大阪高

等裁判所平成 29 年 9 月 22 日判決（平成 28 年（行コ）第 282 号）の各判示を踏まえた上で、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものであり、その該当性については、①当該文書の作成又は取得の状況、②当該文書の利用の状況及び③当該文書の保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断するのが相当である。

これを本件電子文書について見ると、①同文書の記載内容からは同文書の作成者と受領者との間で共有された状況認識に基づいて作成されたものとは窺われないこと、②同文書の受領者において同人が長を務める組織における協議や同人の権限に基づく行為に利用された事実関係を確認できないこと、③同文書が受領者のメールボックスに保存されていたのは受領者が将来の利用に備えて敢えて保存したものではなくメールサーバーの仕様上残存していたにすぎないこと、を認めることができる。

よって、当審査会は、本件電子文書は、「実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のもの」とは言えず、公文書たる本件対象文書には当たらないものと判断する。

(4) なお、請求人及び実施機関が提出した各文書によれば、市民課長作成の「12 月 24 日決裁の住民異動届に関する時系列経過文書」の存否についても争われているが、当審査会の調査によってもその存在を確認することができず、請求人が行った市職員らとの複数回の面談の中で、質問と回答とがかみ合わない状況において、その存在が誤信されてしまったものと判断した。

(5) 当審査会は、上記の他にも条例第 20 条に基づく調査を尽くしたが、本件開示文書以外、公文書たる本件対象文書の存在を確認できず、「審査会の結論」に至った。

しかしながら、上記(1)記載の住民異動届の様式変更に係る事実経過を見ると、4 か月弱の間に 3 回もの様式変更が繰り返されており、十分な検討と準備を経て行われたものかとの疑念を拭いきれない。また、住民異動届の様式変更により利便性を損ねる市民が一定数存在することに鑑みれば、

その変更の根拠や検討の内容を透明化し事後的に検証するためにも公文書として記録することが望ましく、市民が無用な不安を抱かないよう努めなければならないと考える。

4 審査会の処理経過

令和2年9月24日	審査諮問書の受理
同年10月22日	諮問の審査（令和2年度第1回審査会）
同年11月9日	実施機関からの意見聴取（令和2年度第2回審査会）
同年12月3日	請求人による口頭意見陳述（令和2年度第3回審査会）
令和3年1月15日	諮問の審査（令和2年度第4回審査会）
同年2月5日	諮問の審査（令和2年度第5回審査会）
同年3月9日	諮問の審査（令和2年度第6回審査会）
同年4月15日	諮問の審査（令和3年度第1回審査会）
同年6月14日	諮問の審査（令和3年度第2回審査会）
同年7月12日	諮問の審査（令和3年度第3回審査会）
同年9月1日	諮問の審査（令和3年度第4回審査会）
同年10月7日	諮問の審査及び答申書の確定（令和3年度第5回審査会）

三島市情報公開審査会

白 井 正 人（会長）

坂 本 真 樹（職務代理人）

大 村 知 子（委員）

永 山 亮 太（委員）